

# 商工こすど かわら版

第265号  
小須戸  
商工会

〔7月  
の花〕  
あさがお



## 商工まつり

### 開催中止のお知らせ

毎年、八月開催の「商工まつり」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。来年度以降、新たな事業を運営できるよう、総務委員会で話し合っております。ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

## 消費税インボイス制度

### 対策セミナーの開催

消費税が10%に引き上げられ、軽減税率制度が始まって約二年半が経過しましたが、今度は令和五年十月から「インボイス制度」が開始されます。

インボイス(適格請求書)とは、品名の費用や消費税額、消費税額が記載された納品書等のことです。

これまでの事業者は消費税確定申告の際に、仕入税額控除を申請する

ときは特に必要な書類などなく控除を受けていました。しかしインボイス制度の導入後は「適格請求書」が必須となり、用意できないと仕入税額控除を受けられませんが、仕入税額控除を受けられないということは、本来支払うべき仕入税額よりも多く納めることとなります。

この制度が始まることにより、これまで免税事業者の方も取引先の関係でインボイス登録が必要となり、売上が一千万円以下であっても課税事業者とならざるを得ない状況になる可能性もあります。

今回のセミナーでは、インボイス制度の概略、自社にどのような影響があり、どんな準備をすればよいのかを基本から説明します。

詳しくは、折り込みチラシをご覧ください。なお、商工会までファックスまたは電話でお申し込みください。

なお、チラシには受講推奨判断のためのフローチャートを用意しまし

たので、ぜひ活用ください。

### 【開催日時】

七月二十五日(月)

十八時三十分～十九時三十分

【会場】小須戸商工会館 三階

【講師】川村 巧磨 税理士

【参加費】無料

## 飲食店、食品取扱事業者向け いまさら聞けないHACCP 何を!!とっする?!?セミナー開催

令和三年六月一日から原則すべての食品等事業者にて「HACCP」に沿った衛生管理」が求められるため、それぞれの事業者は規模や業種等に応じて「HACCP」に基づく衛生管理」が「HACCP」の考え方を取り入れた衛生管理」のどちらかの衛生管理を実施しなければなりません。併せて、一般衛生管理や、HACCPによる衛生管理のための「衛生管理計画書」を作成する必要があります。

今回のセミナーでは、食の安心安

全のために「何から始めればよいかわからない」など、また取り組み準備ができていない事業者向けにHACCPの基本的な取り組み方から説明します。

詳しくは、折り込みチラシをご覧ください。なお、商工会までファックスまたは電話でお申し込みください。

### 【開催日時】

八月三日(水)

十四時三十分～十五時三十分

【会場】小須戸商工会館 三階

【講師】食の高付加価値化研究所

所長 椎葉 彰典 氏

【参加費】無料

## 無料法律相談のご案内

新潟県商工会連合会では、毎月無料法律相談会を開催しています。通常は面談型の相談にて対応しておりますが、現在は新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、電話にて相談を受け付けます。なお、完全予約制となりますので、相談日の三日前までにお申し込みください。

### 【相談例】

- ・利息の過払い請求、従業員との労働契約に関するトラブルなど
- ・売掛金の回収、保証人に関するトラブルなど
- ・後継者への事業承継、遺産相続に関するトラブルなど
- ・商品販売に関するトラブル、交通事故の賠償など

【七月の相談日】  
 一日（金）、五日（火）、六日（水）、十一日（月）、十五日（金）、十九日（火）、二十六日（火）、二十八日（木）

【相談時間】  
 いずれの日程も午前十時～正午まで、一回の相談に付き三十分程度とさせていただきます。なお、相談時の電話料金は相談者負担となります。

【相談会場・申込先】  
 新潟県商工会連合会・広域指導センター（☎〇二五・二八三・一三二一）

【留意点】  
 今後の流行状況等によっては、相談日や会場を変更する可能性がありますので、ご利用の際は事前に新潟県商工会連合会・広域指導センターまでお問い合わせください。

【留意点】  
 今後の流行状況等によっては、相談日や会場を変更する可能性がありますので、ご利用の際は事前に新潟県商工会連合会・広域指導センターまでお問い合わせください。

**持続化給付金・家賃支援給付金の不正受給及び受給資格に関する認識確認調査のお知らせ**

中小企業庁では、法律事務所に委託して、持続化給付金、家賃支援給付金の申請内容等に基づき、不正受給等に関する認識確認を進めています。届いた認識確認の文書が真正なものか確認したい方は、受け取った本人から、弁護士法人「一番町総合法律事務所 持続化給付金不正受給等調査担当」の連絡先までご連絡ください。その際、本人確認のため、氏名、生年月日及び連絡可能な連絡先（電話番号及び住所）を明記の上、FAX（〇三二七五・六八八五）でご連絡いただくか、または氏名・折り返し先の電話番号を述べた上で電話（〇三二七五・六八八三）でご連絡ください。

【注意事項】  
 ・個人情報等を聞き出す詐欺にご注意ください。  
 ・誤って受給した方は、速やかに返納してください。  
 ・すでに一万人以上の方から返還の

希望のご連絡をいただいています。  
**【返還についての連絡先】**  
 持続化給付金コールセンター  
 ☎〇二〇〇〇二一六七八  
 ※法律事務所等が給付金の返還を受け付けることはありません。  
 ※調査の連絡先と返還の連絡先は異なりますので、ご注意ください。  
**一時支援金・月次支援金の不正受給及び受給資格に関する認識確認調査のお知らせ**  
 中小企業庁では、一時支援金・月次支援金に係る調査をNTS総合弁護士法人に委託することで、受給資格に関する認識確認を進めています。届いた認識確認の文書が真正なものか確認したい方は、当該文書を受け取った本人から、NTS総合弁護士法人札幌事務所 ☎〇一―三二五〇―五五五五または☎〇五七〇―〇二二六六七）までご連絡ください。  
 その際、本人確認のため、氏名、住所及び申請ID並びに連絡可能な電話番号等を確認いただく必要があります。

**注意ください。**

- 【注意事項】
- ・個人情報等を聞き出す詐欺にご注意ください。
  - ・誤って受給した方は、速やかに返納してください。
  - ・返還方法に関する問合せは、一時支援金／月次支援金コールセンター ☎〇二〇二二―二四〇）までお電話ください。
  - ・弁護士法人等が一時支援金／月次支援金の返還を受け付けることはありません。

**ホームページを活用してみませんか**

商工会では当会ホームページの商店街に掲載する事業所を随時募集しています（小須戸商工会 商店街情報）で検索）。

また、自社のホームページを作りたい方にはホームページ作成サービス「グーペ」の商工会員向けプランをご紹介します。

それぞれ利用は無料ですので、興味のある方は商工会までお気軽にお問合わせください。